



KC-130空中給油機の岩国飛行場への移駐出発式



武田局長による来賓挨拶



移駐出発式出席者

平成 26 年 7 月 15 日、普天間飛行場において、第三海兵機動展開部隊の主催による KC - 130 空中給油機の岩国飛行場への移駐出発式が行われました。

出発式には多くの関係者が出席し、ポール J. ケネディー第三海兵機動展開部隊副司令官の主催者挨拶をはじめ、高良倉吉沖縄県副知事、武田博史沖縄防衛局長による来賓挨拶、マシュー W. ストーパー第 152 海兵隊空中給油輸送中隊隊長の部隊挨拶などが行われた後、移駐の第一陣として、2 機の KC - 130 が普天間飛行場を離陸し、岩国飛行場に向かいました。 【関連記事：2 ページ】

目次

KC - 130 空中給油機の岩国飛行場への移駐出発式 1

キャンプ・シュワブ水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用について 3

武田防衛副大臣の宮古島市訪問について 4

衆議院安全保障委員会による沖縄視察について 5

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について 6

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査）の結果 7

CONTENTS

沖縄県在日米軍事事故対応に関する合同協議会 7

恩納村赤間運動場が完成 8

浦添市牧港地区学習等供用施設の改修工事 9

まちづくり支援事業等について 10

キャンプ・シュワブ米海兵隊員によるボランティア活動 11

幹部職員を紹介 12

米軍基地での勤務を希望される方へ 12

KC-130 空中給油機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐について

KC - 130 空中給油機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐については、平成 25 年 10 月の「2 + 2」日米共同発表において、協議を可能な限り速やかに完了させることを確認し、その後、日米間で協議を重ねた結果、平成 26 年 7 月 15 日から移駐を開始し、8 月 31 日までに完了する予定となりました。

当該航空機の移駐は、その移駐先となる岩国飛行場関係自治体（山口県及び岩国市等）から、沖縄の基地負担の軽減の必要性について、理解と協力を頂き実施されるものです。

日米間における協議

① SACO 最終報告（平成 8 年）

「現在普天間飛行場に配備されている 12 機の KC - 130 航空機を岩国飛行場に移駐する」ことを合意

② 再編の実施のための日米ロードマップ（平成 18 年）

「KC - 130 飛行隊は、岩国飛行場を拠点とする」ことを合意

③ 「2 + 2」日米共同発表（平成 25 年）

「岩国飛行場への KC - 130 飛行隊の移駐に関する二国間の協議を加速し、この協議を可能な限り速やかに完了させること」を確認



関係自治体との調整状況

○平成 25 年 10 月及び 12 月の地元説明

山口県、岩国市等へ、沖縄の基地負担の軽減を目に見える形で精力的に進める観点から、本年 6 月から 9 月の間に 15 機の KC - 130 が岩国飛行場へ移駐する計画であることを説明し、理解と協力を要請

○平成 25 年 12 月の関係自治体からの回答

山口県、岩国市等から、沖縄の負担軽減に協力するべきとの考えから、普天間飛行場が継続して使用されないことがないよう政府が責任を持って取り組むことを確認の上、KC - 130 が本年 6 月から 9 月の間に岩国飛行場へ移駐することについて容認する旨回答

○平成 26 年 5 月 27 日の地元説明

山口県、岩国市等へ、移駐は平成 26 年 7 月上旬から同年 8 月下旬までの間に、段階的に実施され、飛行隊の機材等を輸送するため、KC - 130 は普天間飛行場と岩国飛行場との間を行き来する予定である旨説明

○平成 26 年 6 月 24 日の地元への情報提供

山口県、岩国市等へ、移駐は平成 26 年 7 月 8 日から開始し、同年 8 月 31 日までに 15 機全機の移駐を完了する予定である旨情報提供



KC - 130 の移駐までの動き

○平成 26 年 5 月 30 日、岩国飛行場において、KC - 130 の移駐

開始に必要な格納庫、家族住宅、駐機場等の施設が完成

○平成 26 年 6 月 24 日、日米合同委員会において、当該施設を日本政府が米政府に提供することを合意

○平成 26 年 7 月 15 日、KC - 130 の普天間飛行場から岩国飛行場

への移駐が開始（同年 8 月 31 日までに移駐が完了する予定）



キャンプ・シュワブ水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用について

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たり、民間船舶の航行の安全を確保しつつ、工事の安全確保に万全を期するとともに、米軍の円滑な活動と施設・区域の適切な管理を図るため、工事完了の日までキャンプ・シュワブの既存の提供水域に係る使用条件を変更し、併せて当局が一部水域を共同使用することについて、日米合同委員会での合意を経て、平成 26 年 7 月 1 日、閣議決定及び日米両政府間協定を締結し、同年 7 月 2 日に官報告示されました。

キャンプ・シュワブ水域は、従来から米軍の陸上施設の保安や訓練の実施に必要な水域として提供されており、第 1 区域から第 5 区域まで、それぞれの使用条件や制限内容が定められていますが、普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、

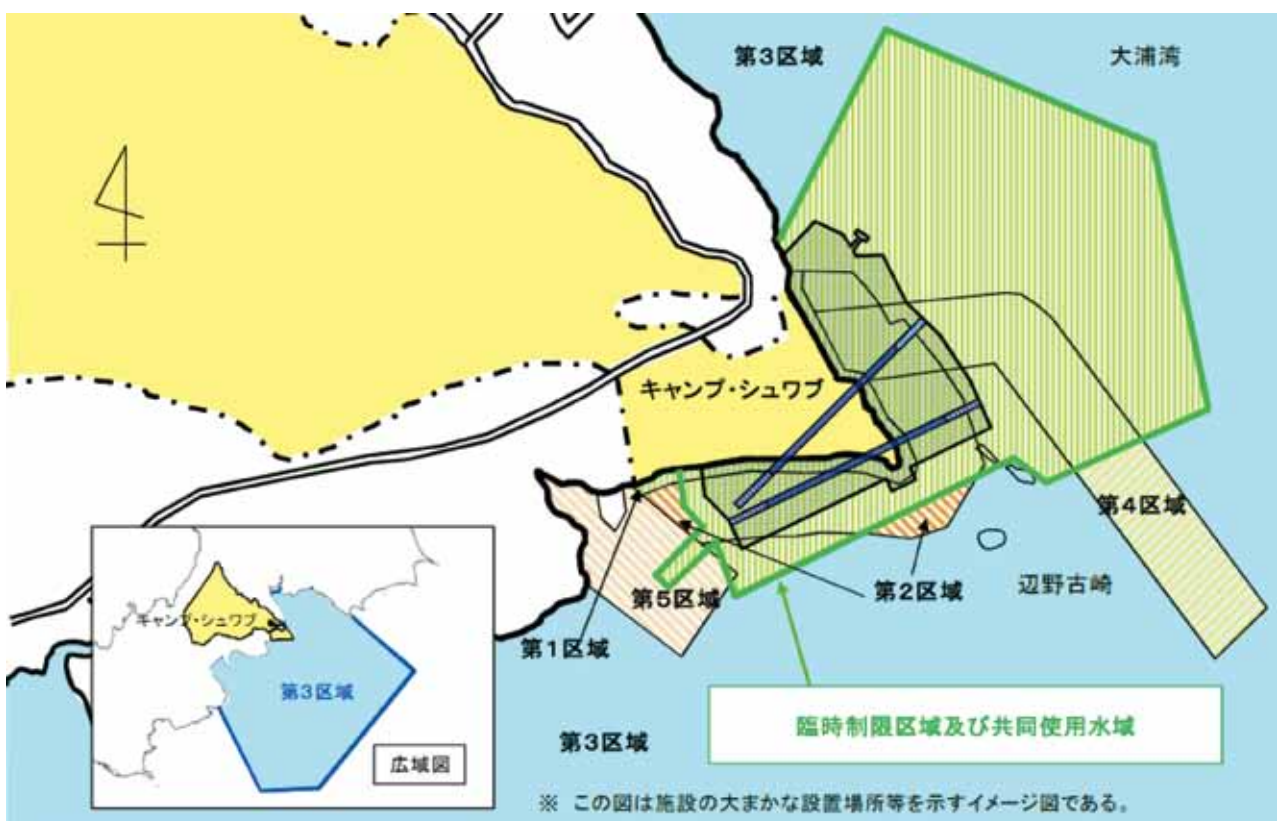
- ① キャンプ・シュワブ水域においては、民間船舶の航行に加え、工事期間中には多くの工事船舶の往来が見込まれることから、米軍の運用との調整を図る必要があること
- ② 船舶同士の衝突等の不測の事態が生じた場合、米軍の運用を妨げ、又は米側による施設・区域の管理に支障を及ぼしかねないことから、既存の提供水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用を行うこととしたものです。

○使用条件の変更の概要

- 1 水 域 範 囲: 既存のキャンプ・シュワブ水域の第 1 区域から第 5 区域のうち、普天間飛行場代替施設の埋立工事等の施行区域の外周に囲まれる区域を、常時立入りが禁止される「臨時制限区域」に変更（下図に示すとおり）
- 2 使 用 目 的: 陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練のため
- 3 そ の 他: 普天間飛行場代替施設の工事完了の日まで

○共同使用の概要

- 1 使 用 者: 沖縄防衛局長
- 2 対 象 水 域: 上記「臨時制限区域」、約 5,618,000㎡（下図に示すとおり）
- 3 使 用 期 間: 普天間飛行場代替施設の工事完了の日まで



武田防衛副大臣の宮古島市訪問について

平成 26 年 6 月 12 日、武田防衛副大臣は、宮古島市を訪問しました。

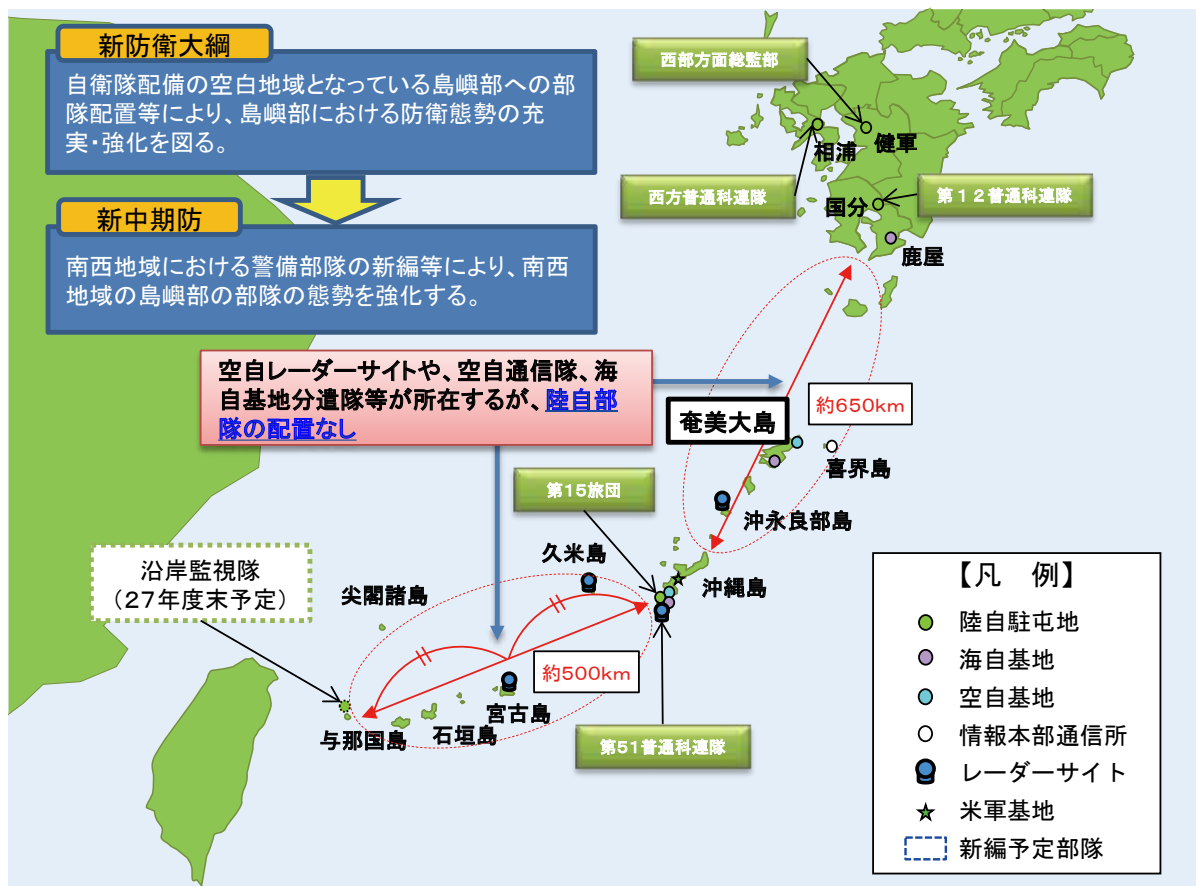
下地宮古島市長と面談した際、南西地域における警備部隊配置の重要性について説明するとともに、「宮古島は重要な候補地の一つである。」旨発言し、候補地選定に係る現地調査への理解と協力を依頼しました。

これに対し下地宮古島市長は、「今、現実には沖縄の周辺海域を中心として、国際情勢は非常に緊迫したものであると思っている。そうした意味でも、しっかりとした島嶼防衛が重要だと認識している。その上で適地調査の内容について今後調整していくとともに、具体的な配備に関しては、市民の意見を十分に聞いた上で対処していきたい。」旨発言されました。



下地宮古島市長との面談の様子

警備部隊の新編について〔南西地域の現状と課題〕



衆議院安全保障委員会による沖縄視察について

平成 26 年 6 月 24 日～ 25 日、衆議院安全保障委員会委員の皆様が沖縄を訪問されました。24 日は沖縄本島内の自衛隊施設を視察、翌 25 日には与那国島を訪れ、ごみ処理施設、与那国駐屯地建設予定地等を視察されました。

与那国島でのごみ処理施設においては、与那国町の抱える廃棄物処理問題について、町の職員からごみ処理の現状及び防衛施設からの一般廃棄物受け入れを見込んだ焼却施設の計画について説明を受けた後、駐屯地建設予定地等において、工事の現状について当局から御説明いたしました。

その後、与那国町役場に外間与那国町長を表敬され、意見交換が行われたほか、島の伝統工芸である与那国織などが展示された伝統工芸館や与那国の歴史を知る上で外すことのできないティンダハナタなどを視察され、与那国町への理解を深められました。



外間与那国町長（写真奥席中央）を訪ね、意見交換をする委員会



ごみ処理施設視察の様子



「日本最西端の碑」を訪問

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機の騒音状況について

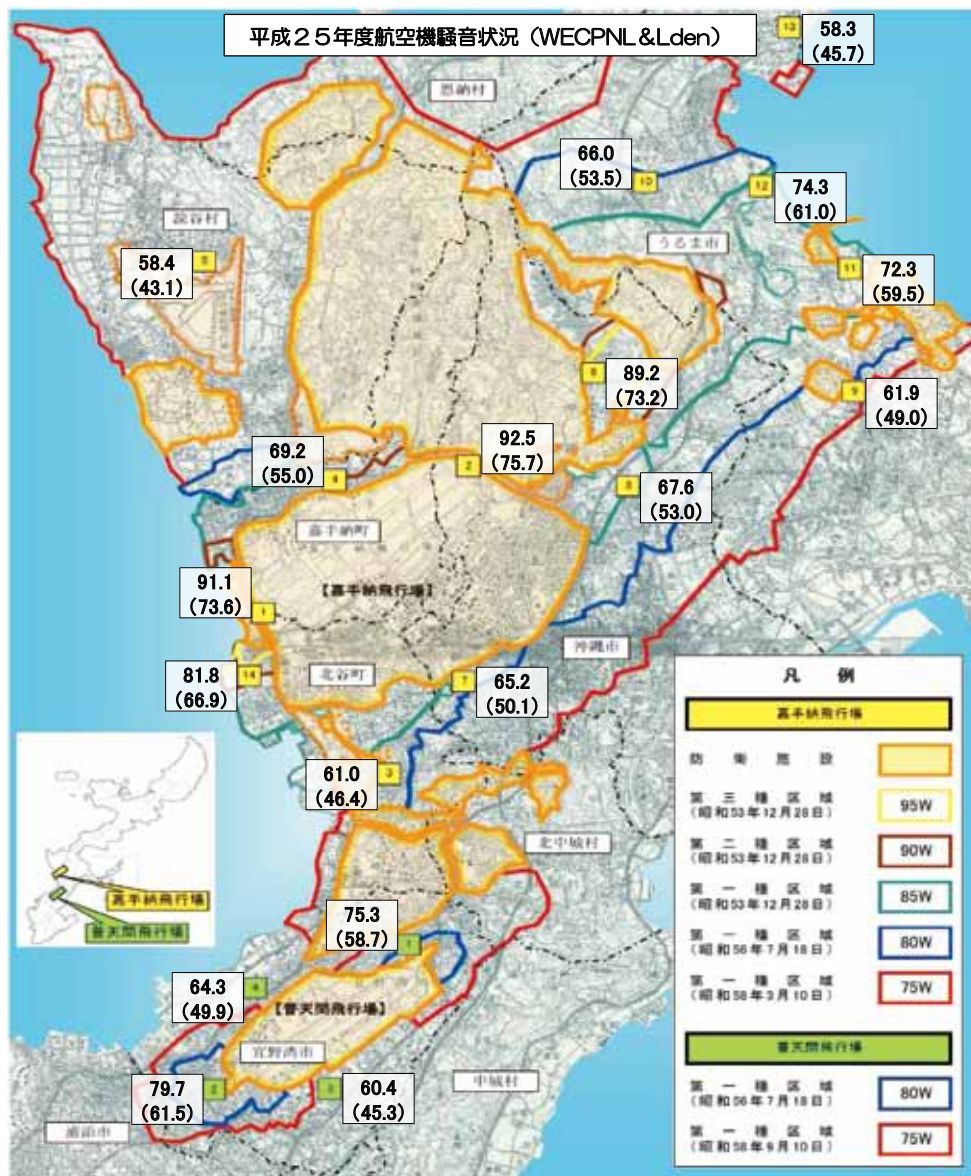
沖縄防衛局は、嘉手納飛行場の滑走路両端 2 箇所及び同飛行場周辺 12 箇所の計 14 箇所、並びに普天間飛行場周辺の滑走路両端付近 2 箇所を含む同飛行場の東西南北の計 4 箇所に航空機騒音自動測定装置を設置し、常時、騒音の発生状況及びその変化の把握に努めているところであります。

従来の航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号。以下「環境基準」という。）の評価指標については、WECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）を採用していたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び航空機騒音の評価指標に係る国際的動向に即し、平成 19 年 12 月に環境基準が一部改正（平成 25 年 4 月から適用）され、新たな評価指標として Lden（時間帯補正等価騒音レベル）が採用されたところです。

このため、右図に示す各測定点の航空機騒音状況について、平成 25 年度からは、当該環境基準の同年 4 月からの適用を踏まえ、WECPNL 値と Lden 値（括弧書き）を併記することとしました。

なお、測定結果の詳細については、当局のホームページに掲載していますのでご覧ください。

【沖縄防衛局ホームページ：<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>】



(参考) 指定基準値について

- 第一種区域 75WECPNL → Lden62 (dB)
- 第二種区域 90WECPNL → Lden73 (dB)
- 第三種区域 95WECPNL → Lden76 (dB)

〔※〕従来の WECPNL は、「うるささ指数」とも呼ばれ、昭和 48 年の採用当時の測定技術を前提とした評価指標であるため、暴露量と呼ばれる騒音の持つエネルギーを推計して評価するものです。Lden は、「Level - Day - evening - night」(時間帯補正等価騒音レベル)の略で、デジタル技術の向上により、実際の騒音量を積分した暴露量を求めることとなっており、1 回の飛行により発生する騒音暴露量を実際の騒音継続時間に基づき算出し評価するものです。

嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査(目視調査)の結果

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺住民等から、「日頃から外来機が飛来し訓練を実施するため騒音が増加している」、あるいは「平成 18 年 5 月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため騒音が増加し、負担軽減が実現されていない」との御指摘を受けていることを踏まえ、外来機の飛来状況等について、平成 22 年 4 月から部外委託により目視調査を実施しています。

平成 25 年度目視調査の結果については、1 年間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 30 日まで、午前 6 時から午後 6 時まで）の調査を終え、本年 5 月に公表しました。当局としては、平成 26 年度においても、調査を継続してデータの蓄積を行い、嘉手納飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音の問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用したいと考えております。

なお、調査結果の詳細については、当局ホームページ（<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>）に掲載していますのでご覧ください。

【調査結果（離着陸等回数）について】

	調査年度	常駐機と考えられる航空機			外来機と考えられる航空機			判別困難な航空機	合計
		戦闘機	戦闘機以外	小計	戦闘機	戦闘機以外	小計		
離着陸等回数	平成22年度	13,067回	17,726回	30,793回	7,692回	6,358回	14,050回	57回	44,900回
	平成23年度	9,720回	15,601回	25,321回	4,794回	5,826回	10,620回	19回	35,960回
	平成24年度	9,867回	17,259回	27,126回	4,583回	5,367回	9,950回	34回	37,110回
	平成25年度	14,914回	19,770回	34,684回	5,977回	6,365回	12,342回	52回	47,078回
1日当たり平均回数	平成22年度	35.8回	48.6回	84.4回	21.1回	17.4回	38.5回	0.2回	123.0回
	平成23年度	26.7回	42.8回	69.5回	13.2回	16.0回	29.2回	0.1回	98.8回
	平成24年度	27.4回	47.9回	75.3回	12.7回	14.9回	27.6回	0.1回	103.0回
	平成25年度	41.0回	54.3回	95.3回	16.4回	17.5回	33.9回	0.1回	129.3回
割合	平成22年度	29.1%	39.5%	68.6%	17.1%	14.2%	31.3%	0.1%	100.0%
	平成23年度	27.0%	43.4%	70.4%	13.3%	16.2%	29.5%	0.1%	100.0%
	平成24年度	26.6%	46.5%	73.1%	12.3%	14.5%	26.8%	0.1%	100.0%
	平成25年度	31.7%	42.0%	73.7%	12.7%	13.5%	26.2%	0.1%	100.0%

※ 計数は四捨五入しているため合わないことがある。

沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会

平成 16 年 8 月、米海兵隊のヘリコプターが沖縄国際大学に墜落する事故がありました。このような沖縄における米軍事故に対しては、政府一体となった取り組みが必要であるとの考えの下、国は、在沖米軍関連事故が発生した際、現場における関係機関の連携強化を図り、政府一体としての危機管理を実現するため、同年 10 月、内閣官房に沖縄危機管理官を設置しました。更に、同年 11 月「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」を設置しました。

当該合同協議会については、平成 26 年 6 月 2 日、外務省沖縄事務所において、第 20 回目の会合が開催され、米軍ヘリが墜落したことを想定とした日米合同実動訓練の実施結果や、その反省検討結果等について協議し、これらを踏まえ、日米関係機関の初動対応要領を確認するとともに、日米双方の理解及び協力を深めるため、米軍との合同図上訓練及び合同実動訓練を引き続き実施していくべく調整を図ることとしました。

恩納村赤間運動場が完成

この度、完成した「恩納村赤間運動場」の落成式が、平成 26 年 5 月 27 日に挙行政され、多くの地域住民を始めとする関係者の方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、地域住民の皆様方の健康増進とスポーツの振興を図るとともに、災害時の緊急避難場所として「防衛施設周辺民生安定施設整備事業（総事業費約 8 億 8 千万円、補助額約 5 億 9 千万円）」（全天候型舗装 A=17,792㎡）により改修工事を実施し、陸上競技から、インフィールドでのサッカー競技まで幅広い年代において利用できる立派な施設となっております。

当局としては、本施設が、常日頃は、住民の皆様方の健康増進及び競技力の向上に十分活用していただき、災害時には、緊急避難場所として地域住民の生命を守る拠点として貢献できることを願っています。



武田局長の祝辞



テープカットの様子



施設の外観



トラック及びフィールド

担当者の声



企画部周辺環境整備課の鳥袋全矢です。今回、立派な施設が完成し、本事業に協力出来たことをうれしく思いました。本施設の整備により、陸上競技やサッカー等各種競技イベントなど幅広い年代の利用者に活用してもらい、村内だけでなく村外からのスポーツ交流も図り村全体がより一層活性化することを期待しています。

浦添市牧港地区学習等供用施設の改修工事

浦添市牧港地区に居住する住民の集会、学習、保育及び休養を目的として昭和 55 年度に建設された「牧港地区学習等供用施設」の改修工事の完成による落成式典・祝賀会が平成 26 年 5 月 24 日に挙行され、多くの地元住民を始めとする関係者が出席し、工事の完成を祝いました。

本施設の改修工事に当たり、当局は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第 8 条に基づく、民生安定助成事業（防音助成）により、費用の一部を助成させていただきました。

式典において、松本哲治市長から、「新しく地域の顔となったこの施設を末永く、そして大切に利活用され、地域の親睦と交流を深めてくださるものと確信しております。」と祝辞があり、本施設の自治会活動に果たす役割に大きな期待を寄せられていました。また、「沖縄防衛局の格別なるご支援を賜りながら、まさに地域が一体となって作り上げた施設」とのお言葉をいただきました。

当局としては、本施設が有意義に活用され活発な自治会活動が展開されることを願っており、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の実施に取り組んでまいります。



施設の外観



テープカットの様子



式典の様子



松本次長による祝辞

担当者の声



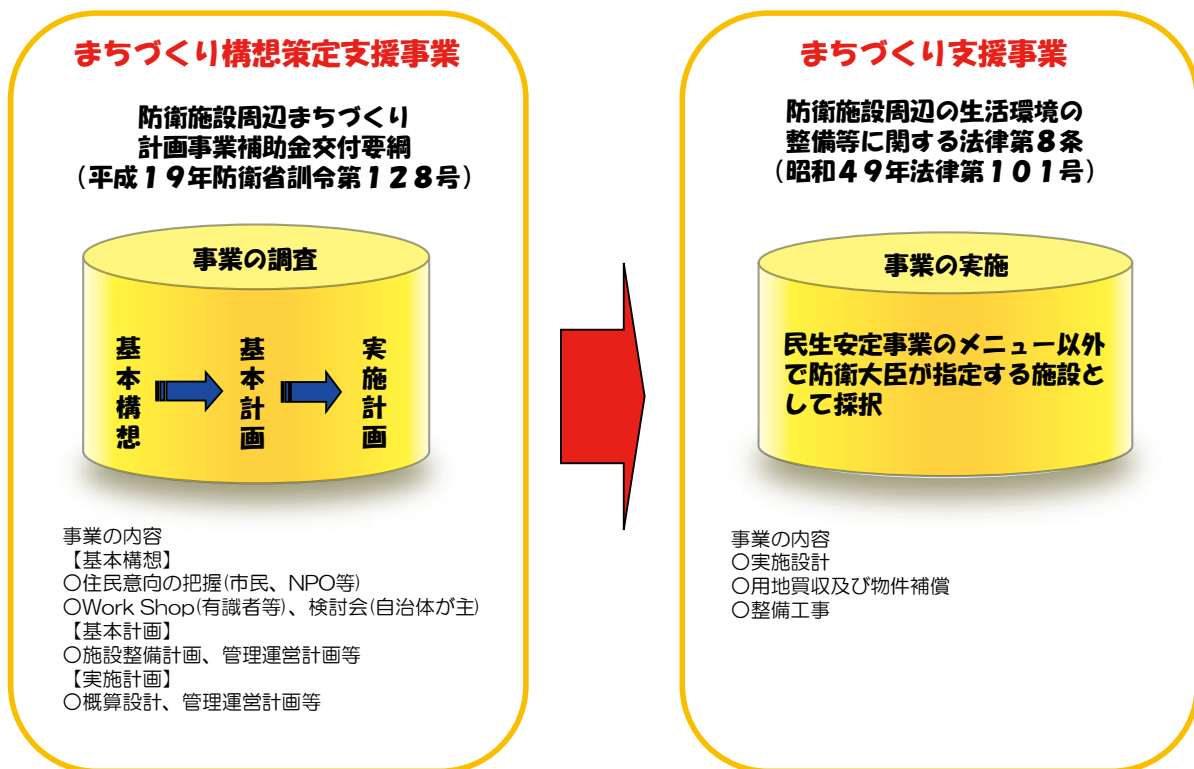
企画部防音対策課の仲栄真宏樹です。本施設の改修工事にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。改修されて新たに生まれ変わった本施設が、多くの地元区民に活用され、自治会活動もこれまで以上に活発に行われることを願っています。

まちづくり支援事業等について

まちづくり支援事業等は、防衛施設の設置・運用によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合において、防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、自衛隊員、米軍人等と防衛施設周辺地域の住民との文化の交流又は地域における防災等のための活動の促進を企図としたまちづくりを行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深めることで、防衛施設とその周辺地域との調和を図ることを目的として実施しています。

なお、原則として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 9 条第 1 項に基づき特定防衛施設関連市町村に指定された地方公共団体のみが当該事業等の実施の対象となります。

「まちづくり支援事業等」の流れ



当局管内における近年の実績として、那覇港湾施設等周辺まちづくり支援事業（那覇市）、キャンプ・コートニー等周辺まちづくり支援事業（うるま市）及びキャンプ・ハンセン等周辺まちづくり支援事業（恩納村）を実施しています。



奥武山野球場（那覇市）



福祉センター（うるま市）

キャンプ・シュワブ米海兵隊員によるボランティア活動

平成 26 年 5 月 30 日、キャンプ・シュワブの米海兵隊員のボランティア約 70 名が、名護市二見区の海岸の清掃ボランティア活動を行いました。

キャンプシュワブの伊波文雄渉外官によれば、この海岸清掃は、昨年につき今年で 2 回目で、きっかけは付近をジョギング中の隊員が海岸にゴミが散乱しているのを見て、清掃活動を発案したことから始まったとのこと。このほか海岸清掃は、地元の辺野古区ハーレー大会に先立って、同区老人会と共に大会会場のビーチでも行われました。

また、キャンプ・シュワブの隊員による地域でのボランティア活動は、定期的に数多く行われており、名護市内の福祉施設等の清掃活動や、学生や社会人を対象とした英会話教室、幼稚園・保育園におけるふれあい活動や文化交流など多岐にわたっています。

このようなボランティア活動は、部隊の小隊や中隊規模で行われるものや、単身赴任者や独身者で構成される SMP（シングル・マリン・プログラム）という活動組織によって行われ、計画にあたっては渉外官により地域各施設等と調整されます。

今回行われた海岸の清掃活動について、二見区の宜寿次聡区長は「清掃ボランティア受入れについては、二見以北地域振興会で話して決めた。毎年農作業の手伝いなどで大学生のボランティアが 50 名ほど来てくれるが、とても海岸清掃まで手が廻らないのが実情で、シュワブの隊員が大勢で短時間のうちに綺麗にしてくれて大変助かっている。今後は土日に計画して区民も一緒に作業できるようにしたい。また、二見だけではなく 10 区にも広げていきたい」と笑顔で語りました。



キャンプ・シュワブ米海兵隊員による名護市二見区での海岸清掃活動の様子

幹部職員の紹介



管理部長 つじ よしみ
辻 吉巳

本年 6 月 27 日付けの人事異動により管理部長に着任いたしました辻でございます。沖縄勤務は初めてであり、暑さには多少苦戦しておりますが、広大な青い空など自然豊かな素晴らしい環境の中で勤務させていただいております。

当管理部は、在日米軍及び自衛隊が使用する演習場や飛行場などの防衛施設に係る取得、管理及び補償等の事務のほか米軍人等による事件・事故などの対応も行っています。特に事件・事故はあってはならないことであり、地元の皆様方の安全、安心のためにも実効性のある再発防止策について、米軍や関係機関とともにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、その他の基地に関する諸問題につきましても地元の皆様のお話を伺いながら、一つ一つ改善できるよう全力で取り組んでまいりたいと思っています。



那覇防衛事務所長 ふじ ひさひで
藤 日佐秀

本年 5 月 12 日付けで那覇防衛事務所長を拝命しました藤と申します。

これまで、私は、主に渉外業務や米軍に関係する事件・事故の補償業務、駐留軍等労働者の労務管理業務等に携わってまいりました。微力ではありますが、これまで培った経験等を活かして新しい職務に取り組んでまいりたいと思っています。

那覇防衛事務所は、那覇市前島の「とまりん」に隣接する自衛隊沖縄地方協力本部が入居している建物の 1 階に所在します。定員 6 名の小さな所帯ですが、管轄区域である那覇市以南（周辺離島を含む）の 4 市 4 町 6 村の方々との交流などを通じて、地域に密着した、気軽に立ち寄りいただけるような事務所になればと思っています。そして、地域の皆様と本局（沖縄防衛局）との良き架け橋として少しでも皆様方のお役にたてるよう職員共々誠意を持って精一杯頑張っている所存です。御要望等ございましたら、御遠慮なく当事務所まで御連絡いただければ幸いに存じます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

米軍基地での勤務を希望される方へ

在日米軍従業員の前募集中！

応募は 24 時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！

HP アドレス：<http://www.lmo.go.jp> で検索できます。

応募資格 沖縄県在住の満 18 歳以上の方

応募方法 インターネット又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効です。

- ・インターネット：エルモの HP (<http://www.lmo.go.jp>) を開き、【求人情報】の【沖縄県における事前募集】を御覧ください。（スマートフォンはインターネット応募と同様）
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。
- ・応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。

受付時間 インターネット：年中 24 時間受付中

窓口応募：受付時間は午前 9 時～午後 5 時 30 分（土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く。）

受付窓口・お問合せ先



独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）
沖縄支部 管理課

嘉手納町字屋良 1058 番地 1（道の駅「かでな」隣り）TEL：(098) 921-5532



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。
連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp